

2月14日(日)は 町議会議員一般選挙の投票日です

2月14日の日曜日は、津別町議会議員の任期満了に伴う一般選挙の投票日です。町議会は、条例や予算などまちづくりの方針を決める重要な機関で、私たちの生活と密接なつながりを持っています。町議会議員一般選挙は、私たちの代表者を決める大切な選挙です。棄権せずに投票しましょう。

日 今回は2月8日(時点で3ヶ月以上の住所要件を満たさない為、選挙権はありません。

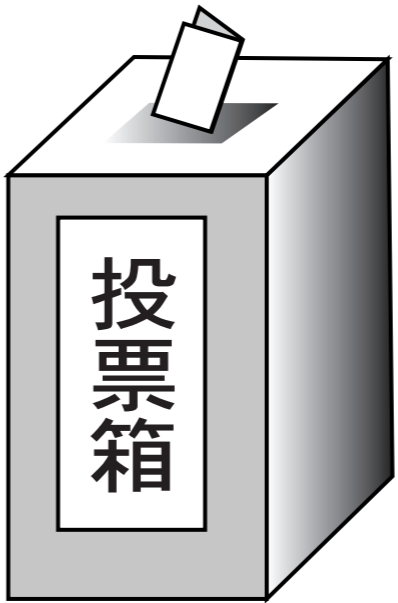
**入場券を持って
投票所へお越しください**

投票は、2月14日の日曜日です。時間は午前7時から午後6時までです。入場券を持ってお越しください。投票場所は、入場券に記載しています。

入場券は、投票する人の確認書であり投票用紙交付の際の整理券ともなります。忘れたときには、再発行に時間がかかる場合がありますので、忘れずに持参してください。

この入場券は、2月8日までに皆さんに郵送されます。2月9日になつても届かないとき、又は記載内容に誤りがあるときは選挙管理委員会(☎76-2151)までご連絡ください。

あなたの一票大切に！



**選挙権を有しているのは
18歳以上で津別町に
住民登録している人です**

《11月8日以前に津別町に住民登録している人が対象》

今回の選挙で投票ができる人は、投票日当日満18歳以上で、令和2年11月8日以前に津別町に住民登録をしている人です。

令和2年11月9日以降に転入の届けをした人は、現在津別町に住んでいても、基準日(選挙人名簿を作成する

2月10日から13日までは

期日前投票ができます

《期日前投票の制度について》

期日前投票は、投票日に都合で投票できない方が、事前に投票を済ませておく制度です。手続きは簡単ですので、期日前投票をお勧めします。

期日前投票

期間 令和3年2月10日(水)から2月13日(土)まで
場所 町民懇談室(津別町議会議事堂1階)
持ち物 入場券
※入場券を忘れた方には再発行いたしません。

選挙期間中

**投票所へ行けない方は
不在者投票ができます**

《不在者投票について》

長期出張などで町外に滞在し、津別の投票所に行けない方は不在者投票ができます。

不在者投票とは事前に投票用紙を請求し、最寄の市区町村選挙管理委員会で行う方法です。投票用紙の請求には郵送でのやり取りとなるため日数がかかります。

特に町議会議員一般選挙は選挙期間が短いため、投票日までに届かないこともあり得ますので、早めに請求をする必要があります。希望される方は、選挙管理委員会へご連絡ください。

《選挙期間中入院、入所している方へ》

不在者投票ができる病院に入院している、または不在者投票ができる施設に入所している場合、これらの施設内で投票ができます。希望される場合は、早めに施設の方に申し出てください。

**開票は午後7時30分から
中央公民館でおこないます**

開票は、投票日当日の午後7時30分からを予定しています。場所は中央公民館講堂です。一般参観人の入場は、午後7時20分の予定です。

参観を希望される方は、受け付けが必要ですが、希望者が多い場合は、入場を制限することがあります。会場内では静かに参観され、秩序維持にご協力ください。

**告示日
投票日
投票時間
投票所**

2月9日(火)
2月14日(日)
午前7:00～午後6:00
別途郵送の入場券に記載

問い合わせ先 ☎092-0292 網走郡津別町字幸町41 議会議事堂1階・町民懇談室内
津別町選挙管理委員会 ☎76-2151 (内線333・286) / 夜間直通 ☎76-2155

重度障害の人は 自宅で投票できます

身体に重度の障害があるために投票所へ行くことができない人は、自宅で投票することができます。この制度も不在者投票制度の一つです。

投票は、選挙管理委員会にその旨の請求をし、郵送によって投票用紙をもらい、郵送によって記載した投票用紙を送ることになります。投票まで時間がかかりますので、早めに請求してください。

なお、この投票は「郵便等投票証明書」の交付を受けていなければ、することができません。この制度を利用する人は、まず証明書交付の手続きが必要です。手続き方法は、選挙管理委員会までお問い合わせください。

すでに交付を受けている人は、有効期限(7年間)が過ぎていないかどうか、お確かめください。

この制度を利用できる人

【身体障害者手帳をお持ちの方】

- ・両下肢などの障害で、1級または2級の人
- ・内臓機能障害で、1級または3級の人
- ・免疫障害で、1級から3級までの人

【戦傷病者手帳をお持ちの方】

- ・両下肢などの障害で、特別項症から第2項症までの人
- ・内臓機能の障害で、特別項症から第3項症までの人

【介護保険の要介護状態区分が、要介護5の方】